

旧	新
<p>3.公共施設等の状況調査（机上・現地）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>危害のおそれのある土地等の区域における公共的建物や公共施設等を調査し、公共的建物はその建築構造についてもあわせて調査し、区域設定調書にとりまとめる。</p> </div> <p>【解 説】</p> <p>(1) 調査目的 危害のおそれのある土地等の区域に含まれる「公共的建物（災害弱者関連施設を含む）」の棟数と構造及び、「公共施設」の延長・基数を把握し、警戒避難体制等のソフト対策を行う際の基礎資料とする。</p> <p>(2) 調査内容 危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地として設定した区域に各々含まれる公共的建物（表Ⅲ-2、表Ⅲ-4）を把握して棟数を計上する。 また、公共施設を表Ⅲ-3の種類別に分類し、各々の施設延長（橋長を含む）と橋梁の基数を計上する。なお、公共的建物の建物部分が程度に係わらず<u>二つの土地の区域に跨るときは、著しい危害のおそれのある土地の建物として計上する。</u> <u>危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地のそれぞれの区域に含まれる公共的建物については、建築構造を調査する。</u>建築構造は、主要構造部（主に柱）が鉄筋コンクリート・コンクリート・鉄骨である場合は「非木造（RC造等）」とし、以外は「木造」とする。</p> <p>① 公共的建物（表Ⅲ-2、表Ⅲ-4の災害弱者関連施設） 警察署、郵便局、その他官公署、現地機関の事務所、駅、学校、図書館、博物館等の不特定多数の人が利用する施設もしくは不特定多数の人に利便を与える施設が該当する。したがって、無人であってもライフラインに影響を及ぼす施設（通信、発電所、上下水道等の建物）は公共的建物として扱う。</p> <p>② 公共施設（表Ⅲ-3） 道路：高速道、国道、県道、主要地方道、市町村道、農道、林道、私道、その他の道路。 鉄道：JR、私鉄、ロープウェイ、モノレール、路面電車、その他。 水路：河川、運河、用水路、その他。路側帯の側溝は含まない。 その他：橋梁、ガスタンク等。</p> <p>③ 観光等の施設 旅館、ホテル、スキー場内居住建物、キャンプ場（ヒュッテ、ケビン）、遊園地等の不特定多数の人が利用する観光施設。</p> <p style="text-align: center;">土-106</p>	<p>3.公共施設等の状況調査（机上・現地）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>危害のおそれのある土地等の区域における公共的建物や公共施設等を調査し、公共的建物はその建築構造についてもあわせて調査し、区域設定調書にとりまとめる。</p> </div> <p>【解 説】</p> <p>(1) 調査目的 危害のおそれのある土地等の区域に含まれる「公共的建物（要配慮者利用施設を含む）」の棟数と構造及び、「公共施設」の延長・基数を把握し、警戒避難体制等のソフト対策を行う際の基礎資料とする。</p> <p>(2) 調査内容 危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地として設定した区域に各々含まれる公共的建物（表Ⅲ-2、表Ⅲ-4）を把握して棟数を計上する。 また、公共施設を表Ⅲ-3の種類別に分類し、各々の施設延長（橋長を含む）と橋梁の基数を計上する。なお、公共的建物の建物部分が程度に係わらず<u>二つの土地の区域に跨るときは、特別警戒区域および警戒区域の両方の建物として計上する。</u> <u>危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地のそれぞれの区域に含まれる公共的建物については、建築構造を調査する。</u>建築構造は、主要構造部（主に柱）が鉄筋コンクリート・コンクリート・鉄骨である場合は「非木造（RC造等）」とし、以外は「木造」とする。</p> <p>① 公共的建物（表Ⅲ-2、表Ⅲ-4の要配慮者利用施設） 警察署、郵便局、その他官公署、現地機関の事務所、駅、学校、図書館、博物館等の不特定多数の人が利用する施設もしくは不特定多数の人に利便を与える施設が該当する。したがって、無人であってもライフラインに影響を及ぼす施設（通信、発電所、上下水道等の建物）は公共的建物として扱う。</p> <p>② 公共施設（表Ⅲ-3） 道路：高速道、国道、県道、主要地方道、市町村道、農道、林道、私道、その他の道路。 鉄道：JR、私鉄、ロープウェイ、モノレール、路面電車、その他。 水路：河川、運河、用水路、その他。路側帯の側溝は含まない。 その他：橋梁、ガスタンク等。</p> <p>③ 観光等の施設 旅館、ホテル、スキー場内居住建物、キャンプ場（ヒュッテ、ケビン）、遊園地等の不特定多数の人が利用する観光施設。</p> <p style="text-align: center;">土-111</p>

④ 災害弱者関連施設（表Ⅲ-4）

公共的建物のうち災害弱者関連施設については、表Ⅲ-4 災害弱者関連施設に示す具体的な制限用途を参考とする。

表Ⅲ-4 災害弱者関連施設

分類	具体的な制限用途
1：老人福祉施設（老人介護支援センターを除く）、有料老人ホーム （老人福祉法第5条の3） （老人福祉法第29条第1項）	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム
2：身体障害者更生援護施設 （身体障害者福祉法第5条第1項）	身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視覚障害者情報提供施設
3：知的障害者援護施設 （知的障害者福祉法第5条）	知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム
4：精神障害者社会復帰施設 （精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2）	精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター
5：保護施設（医療保護施設、宿所提供施設を除く） （生活保護法第38条）	救護施設、更生施設、授産施設
6：児童福祉施設（児童自立支援施設を除く） （児童福祉法第7条）	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童家庭支援センター
7：母子福祉施設 （母子及び寡婦福祉法第20条）	母子休養ホーム、母子福祉センター
8：母子健康センター （母子保健法第22条）	母子健康センター
9：その他これらに類する施設	心身障害者福祉協会法第17条第1項第1号の心身障害者福祉協会が設置する福祉施設、児童福祉法第17条の児童相談所に設置される児童の一時保護施設等
学校	10：盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園 （学校教育法第71条、第77条）
医療施設	11：病院、診療所、助産所 （医療法第1条の5第1項、第2項、第2条第1項）

(3) 調査方法

3次元地図、オルソフォトマップ、住宅地図、道路網図、河川網図を相互に活用する。公共的建物の建築構造は、建築構造を確認できる既往資料がない場合は、現地確認を基本とする。

(4) 整理方法

著しい危害のおそれのある土地、危害のおそれのある土地（ここでは、著しい危害のおそれのある土地を除く）に含まれる公共的建物の棟数の重複を避けて計上し、区域調書の様式に整理する。また公共的建物については、その建築構造が個々に判別できるよう区域調書の様式に整理する。

公共施設は、各々の施設延長（単位m：少数1桁四捨五入）をまとめて、区域調書の様式に整理する。ただし橋梁は基数としその延長は道路を含むものとする。

④ 要配慮者利用施設（表Ⅲ-4）

公共的建物のうち要配慮者利用施設については、表Ⅲ-4 要配慮者利用施設に示す具体的な制限用途を参考とする。

表Ⅲ-4 要配慮者利用施設

要配慮者利用施設の分類	具体的な制限用途
1：老人福祉施設（老人介護支援センターを除く）、有料老人ホーム （老人福祉法第5条の3） （老人福祉法第29条第1項）	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム、
2：身体障害者社会参加支援施設 （身体障害者福祉法第5条第1項）	身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視覚障害者情報提供施設
3：知的障害者援護施設 （知的障害者福祉法第5条）	知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム
4：精神障害者社会復帰施設 （精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2）	精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター
5：保護施設（医療保護施設、宿所提供施設を除く） （生活保護法第38条）	救護施設、更生施設、授産施設
6：児童福祉施設（児童自立支援施設を除く） （児童福祉法第7条）	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童家庭支援センター
7：母子・父子福祉施設 （母子及び父子並びに寡婦福祉法第38条）	母子休養ホーム、母子福祉センター
8：母子健康包括支援センター （母子保健法第22条）	母子健康センター

旧	新									
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1679 369 1745 989"></td> <td data-bbox="1745 369 2139 989">9：その他これらに類する施設</td> <td data-bbox="2139 369 2605 989">心身障害者福祉協会法第17条第1項第1号の心身障害者福祉協会が設置する福祉施設、児童福祉法第17条の児童相談所に設置される児童の一時保護施設等、老人福祉法第五条の二6に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第1項に規定する障害者支援施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第2項に規定する地域活動支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第2項に規定する福祉ホーム、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第1項に規定する障害福祉サービス事業の用に供する施設、児童福祉法第六条の二の二に規定する障害児通所支援事業の用に供する施設、児童福祉法第六条の三に規定する児童自立生活援助事業の用に供する施設、児童福祉法第六条の三、2に規定する放課後児童健全育成事業の用に供する施設、児童福祉法第六条の三、3に規定する子育て短期支援事業の用に供する施設、児童福祉法第六条の三、7に規定する一時預かり事業の用に供する施設、児童福祉法第十二条2に規定する児童相談所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1679 989 1745 1161">学校</td> <td data-bbox="1745 989 2139 1161">10：盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校(高等課程等を置くもの) (学校教育第一条、学校教育法第二百二十四条)</td> <td data-bbox="2139 989 2605 1161"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1679 1161 1745 1266">医療施設</td> <td data-bbox="1745 1161 2139 1266">11：病院、診療所、助産所 (医療法第一条の五、医療法第一条の五、2、医療法第二条)</td> <td data-bbox="2139 1161 2605 1266"></td> </tr> </table> <p data-bbox="1721 1302 1855 1333">(3) 調査方法</p> <p data-bbox="1721 1339 2597 1438">3次元地図、オルソフォトマップ、住宅地図、道路網図、河川網図を相互に活用する。公共的建物の建築構造は、建築構造を確認できる既往資料がない場合は、現地確認を基本とする。</p> <p data-bbox="1721 1470 1855 1501">(4) 整理方法</p> <p data-bbox="1721 1507 2597 1606">著しい危害のおそれのある土地、危害のおそれのある土地に含まれる公共的建物の棟数はそれぞれの区域毎に計上し、区域調書の様式に整理する。また公共的建物については、その建築構造が個々に判別できるよう区域調書の様式に整理する。</p> <p data-bbox="1721 1612 2597 1675">公共施設は、各々の施設延長(単位m：少数1桁四捨五入)をまとめて、区域調書の様式に整理する。ただし橋梁は基数としその延長は道路に含むものとする。</p>		9：その他これらに類する施設	心身障害者福祉協会法第17条第1項第1号の心身障害者福祉協会が設置する福祉施設、児童福祉法第17条の児童相談所に設置される児童の一時保護施設等、老人福祉法第五条の二6に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第1項に規定する障害者支援施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第2項に規定する地域活動支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第2項に規定する福祉ホーム、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第1項に規定する障害福祉サービス事業の用に供する施設、児童福祉法第六条の二の二に規定する障害児通所支援事業の用に供する施設、児童福祉法第六条の三に規定する児童自立生活援助事業の用に供する施設、児童福祉法第六条の三、2に規定する放課後児童健全育成事業の用に供する施設、児童福祉法第六条の三、3に規定する子育て短期支援事業の用に供する施設、児童福祉法第六条の三、7に規定する一時預かり事業の用に供する施設、児童福祉法第十二条2に規定する児童相談所	学校	10：盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校(高等課程等を置くもの) (学校教育第一条、学校教育法第二百二十四条)		医療施設	11：病院、診療所、助産所 (医療法第一条の五、医療法第一条の五、2、医療法第二条)	
	9：その他これらに類する施設	心身障害者福祉協会法第17条第1項第1号の心身障害者福祉協会が設置する福祉施設、児童福祉法第17条の児童相談所に設置される児童の一時保護施設等、老人福祉法第五条の二6に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第1項に規定する障害者支援施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第2項に規定する地域活動支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第2項に規定する福祉ホーム、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第1項に規定する障害福祉サービス事業の用に供する施設、児童福祉法第六条の二の二に規定する障害児通所支援事業の用に供する施設、児童福祉法第六条の三に規定する児童自立生活援助事業の用に供する施設、児童福祉法第六条の三、2に規定する放課後児童健全育成事業の用に供する施設、児童福祉法第六条の三、3に規定する子育て短期支援事業の用に供する施設、児童福祉法第六条の三、7に規定する一時預かり事業の用に供する施設、児童福祉法第十二条2に規定する児童相談所								
学校	10：盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校(高等課程等を置くもの) (学校教育第一条、学校教育法第二百二十四条)									
医療施設	11：病院、診療所、助産所 (医療法第一条の五、医療法第一条の五、2、医療法第二条)									
	<p data-bbox="2107 1780 2196 1812" style="text-align: center;">土-114</p>									

旧	新
<p>4.警戒避難体制に関する調査（机上）</p> <div data-bbox="448 436 1338 506" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>危害のおそれのある土地等の区域における警戒避難体制に関する状況を資料により調査し、区域調書の様式にとりまとめる。</p> </div> <p>【解 説】</p> <p>(1) 調査目的</p> <p>土砂災害防止対策基本指針（平成 13 年 7 月 9 日国土交通省告示第 1119 号）の規定により、「土砂災害警戒区域に指定された場合には、法第七条第一項に基づき、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める」必要がある。</p> <p>警戒避難体制に関する調査は、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進するための基礎資料を得るために行う。</p> <p>(2) 調査内容</p> <p>危害のおそれのある土地等の区域に係わる警戒避難体制に関する整備状況について、以下の事項を把握する。</p> <p>① 設定された警戒区域・特別警戒区域の市町村地域防災計画への記載状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域の記載の有無 ・土砂災害特別警戒区域の記載の有無 <p>注) 記載の有無は、2 回目以降の基礎調査項目</p> <p>② 自主防災組織等の有無</p> <p>危害のおそれのある土地等の警戒避難体制状況として、自主防災組織の有無を調査する。なお、調査は市町村の地区単位とする。</p> <p>③ 伸縮計等の計測機器の設置状況</p> <p>伸縮計、パイプ歪計・土石流発生監視装置などの現在観測中である土砂災害発生の徴候を検知する計測機器の設置状況を調査する。なお、警報装置との接続がある場合は、警報発令の基準値を明記する。</p> <p>④ 最寄りに設置してある雨量計の位置・管理者</p> <p>調査対象の市町村、建設・砂防事務所等の管理する雨量計が調査地域に存在する場合、その所在地、名称および管理者をとりまとめる。</p> <p>⑤ 基準雨量の設定状況</p> <p>上記雨量計の基準雨量の設定状況を調べる。警戒避難基準雨量が設定されているかを把握する。</p> <p style="text-align: center;">土-109</p>	<p>4. 警戒避難体制に関する調査（机上）</p> <div data-bbox="1694 436 2585 506" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>危害のおそれのある土地等の区域における警戒避難体制に関する状況を資料により調査し、区域調書の様式にとりまとめる。</p> </div> <p>【解 説】</p> <p>(1) 調査目的</p> <p>土砂災害防止対策基本指針（令和 3 年 8 月 31 日国土交通省告示第 1194 号）の規定により、「土砂災害警戒区域に指定された場合には、法第七条第一項に基づき、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める」必要がある。</p> <p>警戒避難体制に関する調査は、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進するための基礎資料を得るために行う。</p> <p>(2) 調査内容</p> <p>危害のおそれのある土地等の区域に係わる警戒避難体制に関する整備状況について、以下の事項を把握する。</p> <p>① 設定された警戒区域・特別警戒区域の市町村地域防災計画への記載状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域の記載の有無 ・土砂災害特別警戒区域の記載の有無 <p>注) 記載の有無は、2 回目以降の基礎調査項目</p> <p>② 自主防災組織等の有無</p> <p>危害のおそれのある土地等の警戒避難体制状況として、自主防災組織の有無を調査する。なお、調査は市町村の地区単位とする。</p> <p>③ 伸縮計等の計測機器の設置状況</p> <p>伸縮計、パイプ歪計・土石流発生監視装置などの現在観測中である土砂災害発生の徴候を検知する計測機器の設置状況を調査する。なお、警報装置との接続がある場合は、警報発令の基準値を明記する。</p> <p>④ 最寄りに設置してある雨量計の位置・管理者</p> <p>調査対象の市町村、建設・砂防事務所等の管理する雨量計が調査地域に存在する場合、その所在地、名称および管理者をとりまとめる。</p> <p>⑤ 基準雨量の設定状況</p> <p>上記雨量計の基準雨量の設定状況を調べる。警戒避難基準雨量が設定されているかを把握する。</p> <p style="text-align: center;">土-115</p>

表Ⅲ-5 警戒避難体制に関する資料とその収集先

調査項目	資料名	収集先(参考)	備考
①警戒区域・特別警戒区域の地域防災計画への記載の有無	地域防災計画書	市町村役場	2回目以降の調査で対象
②自主防災組織等の有無	地域防災計画書	市町村役場	ヒアリング (地域防災計画書確認)
③伸縮計等の計測機器の設置状況	地質調査報告書 観測結果報告書	建設・砂防事務所	
④最寄りに設置してある雨量計の位置・管理者	降雨量データ 観測所諸元表	建設・砂防事務所 市町村役場、気象台	
⑤基準雨量の設定状況	地域防災計画書等	市町村役場 建設部砂防課	ヒアリング
⑥雨量情報、災害発生の予報、被災情報等を伝達するシステムの整備状況	地域防災計画書等	建設・砂防事務所 土木部砂防課 市町村役場	ヒアリング (左記計画書内容確認)
⑦避難路の設定状況、避難場所の位置・建築構造	地域防災計画書 防災マップ等	市町村役場	避難施設の建築構造は、 現地確認又はヒアリング
⑧防災マップの配布等住民への防災知識・情報の周知状況	—	市町村役場	ヒアリング
⑨防災訓練等の実施状況	記録簿等	市町村役場	ヒアリング

(4) 整理方法

とりまとめた調査結果は区域調書の様式に整理する。様式へのとりまとめにあたっては、1 回目の基礎調査では市町村ごとに整理し、2 回目以降の基礎調査では、危害のおそれのある土地等の区域ごとに整理する。

表Ⅲ-5 警戒避難体制に関する資料とその収集先

調査項目	資料名	収集先(参考)	備考
①警戒区域・特別警戒区域の地域防災計画への記載の有無	地域防災計画書	市町村役場	2回目以降の調査で対象
②自主防災組織等の有無	地域防災計画書	市町村役場	ヒアリング (地域防災計画書確認)
③伸縮計等の計測機器の設置状況	地質調査報告書 観測結果報告書	建設・砂防事務所	
④最寄りに設置してある雨量計の位置・管理者	降雨量データ 観測所諸元表	建設・砂防事務所 市町村役場、気象台	
⑤基準雨量の設定状況	地域防災計画書等	市町村役場 建設部砂防課	ヒアリング
⑥雨量情報、災害発生の予報、被災情報等を伝達するシステムの整備状況	地域防災計画書等	建設・砂防事務所 建設部砂防課 市町村役場	ヒアリング (左記計画書内容確認)
⑦避難路の設定状況、避難場所の位置・建築構造	地域防災計画書 防災マップ等	市町村役場	避難施設の建築構造は、 現地確認又はヒアリング
⑧防災マップの配布等住民への防災知識・情報の周知状況	—	市町村役場	ヒアリング
⑨防災訓練等の実施状況	記録簿等	市町村役場	ヒアリング

(4) 整理方法

とりまとめた調査結果は区域調書の様式に整理する。様式へのとりまとめにあたっては、1 回目の基礎調査では市町村ごとに整理し、2 回目以降の基礎調査では、危害のおそれのある土地等の区域ごとに整理する。

(1) 調査方法

表Ⅲ-7に示す収集先を参考に、各種法指定区域の範囲が図示された、出来るだけ大縮尺の図面を収集し、最新の法指定区域を把握する。

表Ⅲ-7 土砂災害防止法に関する諸法令と収集先

法指定区域	資料名	収集先(参考)
砂防指定地(砂防法)	管内図、砂防指定地図	
地すべり防止区域(地すべり等防止法)	地すべり防止区域台帳	県土木部
急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地の崩壊の防止に関する法律)	急傾斜地崩壊危険区域 台帳	建設・砂防事務所
保安林(森林法)	〇〇管内保安林位置図 土地利用基本計画図	県林務部、地方事務所 市町村農政担当部局
保安施設地区(森林法)	ヒアリング	
災害危険区域(建築基準法)	ヒアリング	県住宅部、地方事務所
宅地造成工事規制区域(宅地造成等規制法)	ヒアリング	市町村建築担当部局
人口集中地区(統計法)	国勢調査結果報告書 都市計画図 用途区域図等	県土木部、建設事務所
都市計画区域(都市計画法)		市町村都市計画担当部局
市街化区域・市街化調整区域(都市計画法)	都市計画図	
風致地区(都市計画法)		
過疎地域(過疎地域振興特別措置法)	ヒアリング	県総務部
特定地域(総合保養地域整備法)	ヒアリング	市町村総務担当部局
国立公園特別保護地区及び特別地域(自然公園法)		
国定公園特別保護地区及び特別地域(自然公園法)		
都道府県立自然公園特別保護地区及び特別地域 (長野県立自然公園条例)		
緑地保全地区(都市緑地保全法)	土地利用基本計画図等	県生活環境部 市町村環境担当部局
原生自然環境保全地域(自然環境保全法、長野県立自然環境保全条例)		
自然環境保全地域特別地区(自然環境保全法、長野県立自然環境保全条例)		

(1) 調査方法

表Ⅲ-7に示す収集先を参考に、各種法指定区域の範囲が図示された、出来るだけ大縮尺の図面を収集し、最新の法指定区域を把握する。

表Ⅲ-7 土砂災害防止法に関する諸法令と収集先

法指定区域	資料名	収集先(参考)
砂防指定地(砂防法)	管内図、砂防指定地図	
地すべり防止区域(地すべり等防止法)	地すべり防止区域台帳	県建設部
急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地の崩壊の防止に関する法律)	急傾斜地崩壊危険区域 台帳	建設・砂防事務所
保安林(森林法)	〇〇管内保安林位置図 土地利用基本計画図	県林務部、地方事務所 市町村農政担当部局
保安施設地区(森林法)	ヒアリング	
災害危険区域(建築基準法)	ヒアリング	県住宅部、地方事務所
宅地造成工事規制区域(宅地造成等規制法)	ヒアリング	市町村建築担当部局
人口集中地区(統計法)	国勢調査結果報告書 都市計画図 用途区域図等	県建設部、建設事務所
都市計画区域(都市計画法)		市町村都市計画担当部局
市街化区域・市街化調整区域(都市計画法)	都市計画図	
風致地区(都市計画法)		
過疎地域(過疎地域振興特別措置法)	ヒアリング	県総務部
特定地域(総合保養地域整備法)	ヒアリング	市町村総務担当部局
国立公園特別保護地区及び特別地域(自然公園法)		
国定公園特別保護地区及び特別地域(自然公園法)		
都道府県立自然公園特別保護地区及び特別地域 (長野県立自然公園条例)		
緑地保全地区(都市緑地保全法)	土地利用基本計画図等	県生活環境部 市町村環境担当部局
原生自然環境保全地域(自然環境保全法、長野県立自然環境保全条例)		
自然環境保全地域特別地区(自然環境保全法、長野県立自然環境保全条例)		

旧	新
	<p style="text-align: center;">IV編 概略調査</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>「概略調査」とは、基礎調査の1回目が終了した後、おおむね5年ごとに、既指定の危害のおそれのある土地等及び新たな危害のおそれのある土地等の地形や土地利用状況等を比較し、詳細調査を行う必要のある箇所を抽出するための調査である。</p> </div> <p>【解 説】</p> <p>既指定の危害のおそれのある土地等及び土砂災害が発生する可能性のある場所での地形の改変、対策施設効果の変化、新たな人家等の立地、災害の発生等の比較調査により、危害のおそれのある土地等の区域の変更および新規に区域指定を行う必要のある箇所を抽出する。</p> <p>1. 既指定の危害のおそれのある土地等の再調査</p> <p>1.1 地形や災害発生箇所、人家等の比較調査</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>資料収集したデータを基に既指定区域に影響を与える可能性のある地形の改変、対策施設状況、災害発生、人家等の比較調査を行う。</p> </div> <p>【解 説】</p> <p>1.1.1 地形の比較調査</p> <p>前回の基礎調査時に指定された危害のおそれのある土地等の既存区域図と区域設定以降に整備された3次元地図(DM)や航空レーザ測量データ(LP)、オルソフォトマップ等を比較して地形判読を行い、宅地造成や公共事業、土砂災害等による地形の改変を確認する。机上で比較した結果および比較図を概略様式1-1、1-2にとりまとめる。</p> <p>机上調査において、地形の改変の可能性のある箇所については現地調査を行う。現地において、地形の改変による溪流の基準地点位置、谷出口状況、想定流下方向、比高差5m以上の地形状況等の危害のおそれのある土地等への影響や人家等の状況を把握し、区域調書と現況を比較するとともに、調査箇所にポール等を立て、周辺状況を含めた写真撮影を行う。</p> <p>調査結果により、土石流の発生のおそれのある溪流の地形条件(基準地点から上流の溪流面積が5km²以下で谷型の地形を呈す溪流)、または、土石流の発生のおそれのある溪流および土石流により土砂災害の危害のおそれのある土地(基準地点から下流で、地盤勾配が2°以上の土地)に影響を与える地形の改変が認められた場合には詳細調査を行う。</p> <p>ただし、危害のおそれのある土地等に影響を与えない地形の変化のみでは、詳細調査の実施は行わない。</p> <p>調査結果については、危害のおそれのある土地等の設定への影響の有無にかかわらず、様式5-1、様式5-2にとりまとめる。</p>

旧	新
	<p>1.1.2 対策施設整備状況調査</p> <p>前回の基礎調査時に指定された危害のおそれのある土地等における対策施設整備状況について比較調査を行う。該当する対策施設は、II 1.3.2「対策施設の状況および効果評価（机上・現地）」を参照。</p> <p>土石流対策施設は、砂防関係施設点検要領(案) (R.4) に則して実施された点検結果を参照し、施設健全度および施設効果を確認する。また、治山事業等の土石流対策施設以外の施設については現地調査を行い、安定性・施設効果をII 1.3.2「対策施設の状況および効果評価（机上・現地）」により評価する。</p> <p>えん堤の正面、背面および天端の剥離、クラック等の損傷、ポケットの堆砂状況等に変化が認められ、施設効果に変更する可能性がある場合には管理者に修繕計画を確認し、直ちに修繕されるのであれば修繕後の施設効果による評価を行い、無ければ詳細調査を行う。</p> <p>調査結果は、対策施設状況の変化の有無にかかわらず、概略様式4-1、4-2にとりまとめる。</p> <p>1.1.3 災害発生箇所の調査</p> <p>前回の基礎調査時以降における災害発生箇所について災害履歴等の資料を収集し、調査結果を概略様式3-1、3-2にとりまとめる。</p> <p>調査の手順は、巻末資料 資料-1「土砂災害実績の調査項目」を参照。</p> <p>1.1.4 人家等の比較調査</p> <p>前回の基礎調査時以降における人家等の増減について、既存区域図と区域設定以降に整備された3次元地図(DM)やオルソフォトマップ等を比較し、人家等の増減について調査を行う。</p> <p>机上で比較した結果および比較図を概略様式1-1、1-2にとりまとめる。</p> <p>机上調査において人家等の増減が確認された箇所については現地調査を行い、調査結果を概略様式5-1、5-2にとりまとめる。</p> <p>また、人家等の定義は、I 2.3「社会条件」を参照。</p>

旧	新
	<p>1.2 危害のおそれのある土地等の再調査</p> <p>1.2.1 世帯数及び人家戸数調査 前回の基礎調査時以降において、世帯数及び人家戸数に変化があった場合、調査結果を区域調書の様式3-3(1)、3-4にとりまとめる。 調査の手順は、Ⅲ.2「世帯数及び人家戸数調査（机上）」を参照。</p> <p>1.2.2 公共施設等の状況調査 前回の基礎調査時以降において、公共施設等の状況調査の結果と変化があった場合、調査結果を区域調書の様式3-3(1)にとりまとめる。 調査の手順は、Ⅲ.3「公共施設等の状況調査（机上）」を参照。</p> <p>1.2.3 警戒避難体制に関する調査 前回の基礎調査時以降において、警戒避難体制に変化があった場合、調査結果を区域調書の様式3-3(1)にとりまとめる。 調査の手順は、Ⅲ.4「警戒避難体制に関する調査（机上）」を参照。</p> <p>1.2.4 関係法令の指定状況の調査 前回の基礎調査時以降において、関係法令の指定状況に変化があった場合、調査結果を区域調書の様式3-3(2)にとりまとめる。 調査の手順は、Ⅲ.5「関係法令の指定状況の調査（机上）」を参照。</p> <p>1.2.5 宅地開発の状況及び建築の動向調査 前回の基礎調査時以降において、宅地開発の状況及び建築の動向に変化があった場合、調査結果を区域調書の様式3-6にとりまとめる。 調査の手順は、Ⅲ.6「宅地開発の状況及び建築の動向調査（机上）」を参照。</p> <p style="text-align: center;">土-128</p>

旧	新
	<p data-bbox="1694 369 2175 401">2. 新たな危害のおそれのある土地等の調査</p> <p data-bbox="1694 405 2065 436">2.1 災害発生箇所、人家等調査</p> <p data-bbox="1694 472 2027 504">2.1.1 災害発生箇所の調査</p> <p data-bbox="1694 508 2594 571">災害発生箇所について災害履歴等の資料を収集し、調査結果を概略様式 3-1、3-2 にとりまとめる。</p> <p data-bbox="1694 575 2392 606">調査の手順は、巻末資料 資料-1「土砂災害実績の調査項目」を参照。</p> <p data-bbox="1694 642 2077 674">2.1.2 新たな人家等の立地調査</p> <p data-bbox="1694 678 2594 777">前回の基礎調査時に指定されている危害のおそれのある上地区域外において、区域設定以降に整備された3次元地図(DM)や航空レーザ測量データ(LP)、オルソフォトマップ等を基に新たな人家等の立地の調査を行い、調査結果および比較図を概略様式 1-1、1-2 にとりまとめる。</p> <p data-bbox="1694 781 2594 844">現地調査により、新たな人家等の立地が認められる場合、調査結果を概略様式の 5-1、5-2 にとりまとめる。</p> <p data-bbox="1694 848 2594 879">人家等の立地状況が危害のおそれのある土地等の設定に影響を与える場合、詳細調査を行う。</p> <p data-bbox="2110 1782 2184 1814">土-129</p>

旧	新
	<p data-bbox="1694 386 2585 420">V編 著しい危害のおそれのある土地(土砂災害特別警戒区域)の解除</p> <div data-bbox="1694 443 2579 512" style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> <p data-bbox="1694 443 2579 512">新たに対策施設が施工され、対策施設の効果が認められる場合には、遅滞なく解除の調査を行う。</p> </div> <p data-bbox="1694 541 1792 569">【解 説】</p> <p data-bbox="1694 575 2599 705">土砂災害防止法第9条第8項に、「土砂災害の防止に関する工事の実施等により、特別警戒区域の全部又は一部について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該特別警戒区域の全部又は一部について指定を解除する。」と定められているとおり、遅滞なく解除のための調査を行うものとする。</p> <p data-bbox="1694 743 1976 770">1. 区域設定のための調査</p> <p data-bbox="1694 777 2012 804">1.1 対策施設整備状況調査</p> <p data-bbox="1694 810 2585 873">前回の基礎調査時に指定された危害のおそれのある土地において、新たに施工された対策施設整備状況の調査を行う。</p> <p data-bbox="1694 879 2599 976">調査は、詳細設計資料や工事記録等を参照するとともに現地調査を行い、施設効果をⅡ1.3「土石流により流下する土石等の量の算定」により評価する。現地調査の方法は、Ⅱ1.3.2「対策施設の状況および効果評価(机上・現地)」を参照。</p> <p data-bbox="1733 982 2383 1010">調査結果を区域調書の様式2-1、様式2-2、様式2-3にとりまとめる。</p> <p data-bbox="1694 1050 1991 1077">1.2 災害発生箇所の調査</p> <p data-bbox="1733 1083 2579 1146">前回の基礎調査時以降における災害発生箇所の調査を行い、調査結果を区域調書の様式2-5にとりまとめる。</p> <p data-bbox="1733 1152 2415 1180">調査の手順は、巻末資料 資料-1「土砂災害実績の調査項目」を参照。</p> <p data-bbox="1694 1220 2445 1247">2. 著しい危害のおそれのある土地(土砂災害特別警戒区域)の再設定</p> <p data-bbox="1694 1253 2481 1281">2.1 著しい危害のおそれのある土地(土砂災害特別警戒区域)の再設定</p> <p data-bbox="1694 1287 2599 1350">対策施設整備状況調査により得られた諸元により、土砂災害等を防止・軽減するための効果を有すると認められた場合、著しい危害のおそれのある土地の区域を再設定する。</p> <p data-bbox="1694 1356 2594 1419">区域設定の手順は、Ⅱ1.9「著しい危害のおそれのある土地の区域(土砂災害特別警戒区域)の設定(机上・現地)」を参照。</p> <p data-bbox="2110 1782 2184 1810" style="text-align: center;">土-130</p>

旧	新
	<p>3. 危害のおそれのある土地等の再調査 Ⅲ編危害のおそれのある土地の区域等の調査に準拠し、調査結果を区域調書の各様式にとりまとめる。</p> <p>3.1 土地利用状況調査 前回の基礎調査時以降において、土地利用状況に変化があった場合、調査結果を区域調書の様式3-5にとりまとめる。 調査の手順は、Ⅲ.1「土地利用状況調査（机上）」を参照。</p> <p>3.2 世帯数及び人家戸数調査 前回の基礎調査時以降において、世帯数及び人家戸数に変化があった場合、調査結果を区域調書の様式3-3(1)、3-4にとりまとめる。 調査の手順は、Ⅲ.2「世帯数及び人家戸数調査（机上）」を参照。</p> <p>3.3 公共施設等の状況調査 前回の基礎調査時以降において、公共施設等の状況に変化があった場合、調査結果を区域調書の様式3-3(1)にとりまとめる。 調査の手順は、Ⅲ.3「公共施設等の状況調査（机上）」を参照。</p> <p>3.4 警戒避難体制に関する調査 前回の基礎調査時以降において、警戒避難体制に変化があった場合、調査結果を区域調書の様式3-3(1)にとりまとめる。 調査の手順は、Ⅲ.4「警戒避難体制に関する調査（机上）」を参照。</p> <p>3.5 関係諸法令の指定状況調査 前回の基礎調査時以降において、関係諸法令の指定状況に変化があった場合、調査結果を区域調書の様式3-3(2)にとりまとめる。 調査の手順は、Ⅲ.5「関係法令の指定状況の調査（机上）」を参照。</p> <p>3.6 宅地開発の状況及び建築の動向調査 前回の基礎調査時以降において、宅地開発の状況及び建築の動向に変化があった場合、調査結果を区域調書の様式3-6にとりまとめる。 調査の手順は、Ⅲ.6「関係法令の指定状況の調査（机上）」を参照。</p> <p style="text-align: center;">土-131</p>

旧

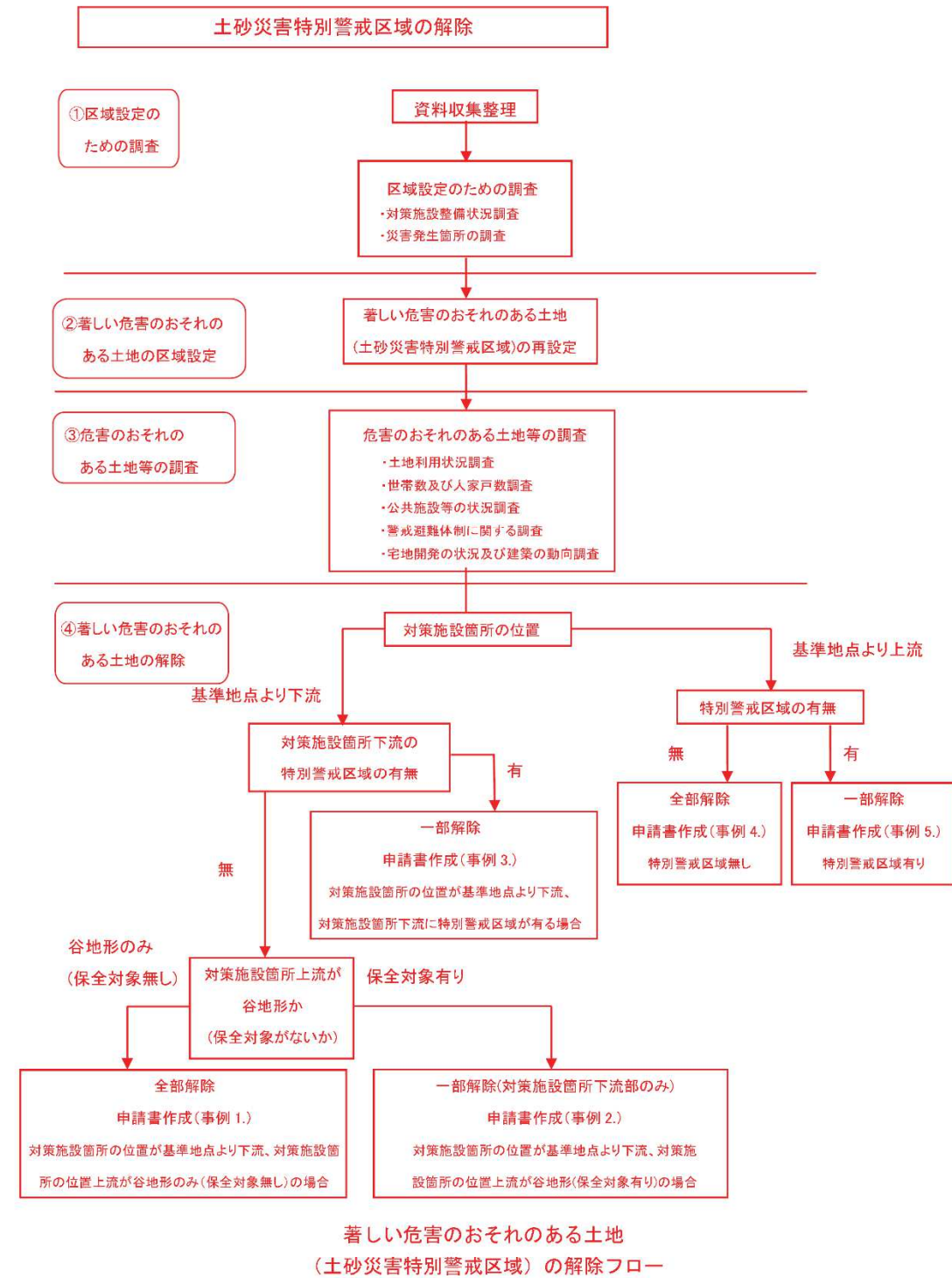
新

4. 著しい危害のおそれのある土地(土砂災害特別警戒区域)の解除

著しい危害のおそれのある土地の解除は、対策施設との位置関係によって、一部または全部を解除する手順について、以下に示す。

旧

新



旧

新

事例 1. 対策施設箇所の位置が基準地点より下流、対策施設箇所上流が谷地形
(保全対象無し) の場合 (全部解除)

- ・施設効果量を見込み再設定したところ、えん堤より下流に特別警戒区域がない。
- ・えん堤より上流が谷地形のみであり、かつ堆砂敷などで買収済みであることから、立地可能性が無いため、全部解除。

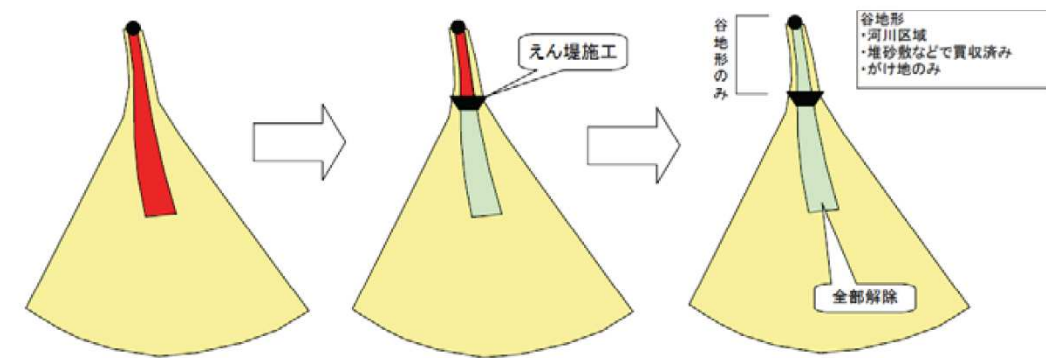


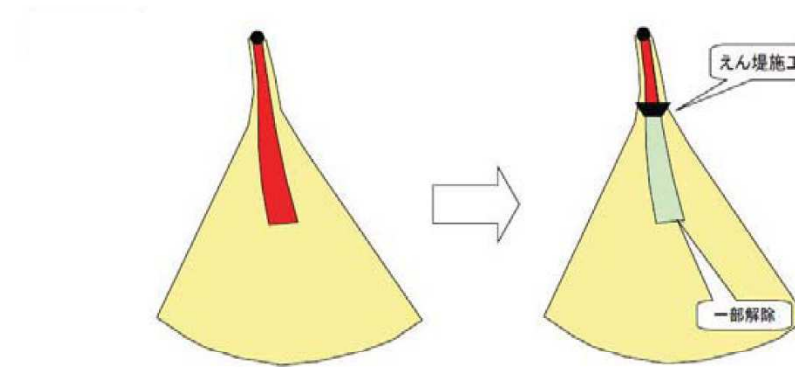
図 V-1 解除事例 1

旧

新

事例2. 対策施設箇所の位置が基準地点より下流、対策施設箇所上流が谷地形(保全対象有り)の場合(一部解除 対策施設箇所下流部のみ)

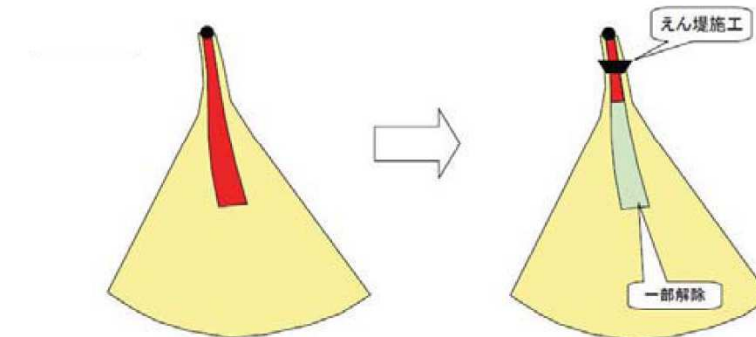
- ・施設効果量を見込み再設定したところ、えん堤より下流に特別警戒区域がない。
えん堤下流を一部解除。



図V-2 解除事例2

事例3. 対策施設箇所の位置が基準地点より下流、対策施設箇所下流に特別警戒区域がある場合(一部解除)

- ・施設効果量を見込み再設定し、特別警戒区域を一部解除。



図V-3 解除事例3

事例 4. 特別警戒区域が無い場合（全部解除）

・施設効果量を見込み、再設定し、特別警戒区域が無い場合全部解除。

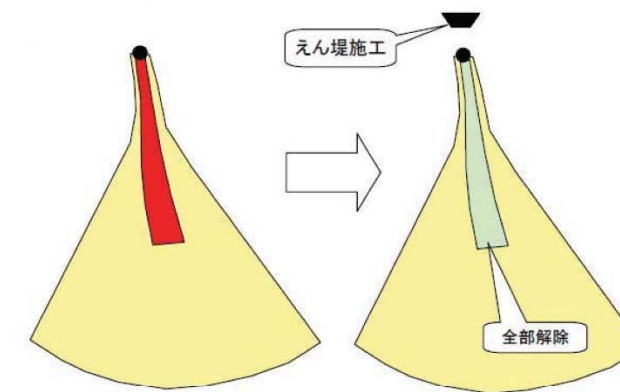


図 V-4 解除事例 4

事例 5. 特別警戒区域が有る場合（一部解除）

・施設効果を見込み、再設定し、特別警戒区域を一部解除。

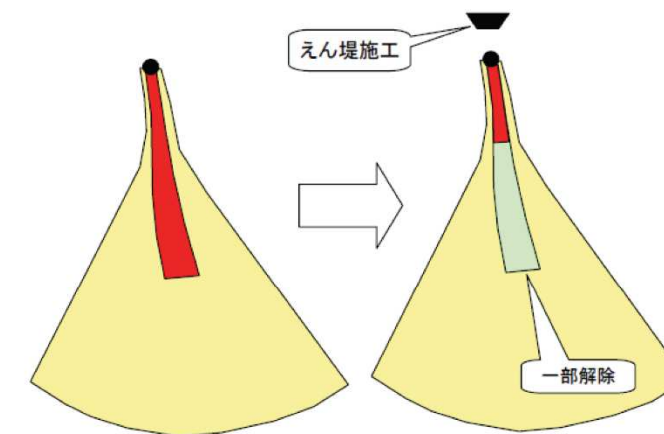


図 V-5 解除事例 5

若しい危害のおそれのある土地(土砂災害特別警戒区域)の一部解除及び全部解除に際して解除根拠説明資料を作成する。(巻末資料を参照。)

IV 編 調査結果の整理

基礎調査・調書作成要領（土石流）

注1 「手引き」は、「土石災害防止に関する基礎調査の手引き（土石流編） 財団法人砂防フロンティア整備機構 刊」

注2 「マニュアル」は、「土石災害防止に関する基礎調査技術基準（案）（土石流編） 長野県土木部砂防課 刊」

様式名	調書作成要領	マニュアル 対応ページ
表紙 位置、位置図	<p>(1) 溪流番号 箇所番号は「D+事務所番号+市町村番号下 3 桁+通し番号」を記入する（別表 1 を参照）。 例：D14-484-004 を記載する。</p> <p>(2) 水系名・河川名・溪流名 土石流危険溪流調査結果等に基づき、水系名、河川名、溪流名を記載する。他の様式の当該箇所も同じ。 例：（水系名）信濃川、（河川名）谷地川、（溪流名）袖沢</p> <p>(3) 所在地 調査対象溪流の基準地点における所在地の郡、市町村、大字名を記入する。他の様式の当該箇所も同じ。</p> <p>(4) 位置図（左側） 広域を示す 1/200,000 程度の図面を用いる。（スケールバー、方位記載）。</p> <p>(5) 位置図（右側） 1/50,000 以上の縮尺図面で、流域および危害のおそれのある区域（氾濫区域）が記入されたものを用いる。（スケールバー、方位記載）。</p>	
様式0 調査理由及び 調査関係者リスト	<p>(1) 調査年月日 長野県との契約工期の年月日を記入する。</p> <p>(2) 調査理由 調査の理由を記入する。</p>	

VI 編 調査結果の整理

基礎調査・調書作成要領（土石流）

注1 「手引き」は、「土石災害防止に関する基礎調査の手引き（土石流編） 財団法人砂防フロンティア整備機構 刊」

注2 「マニュアル」は、「土石災害防止に関する基礎調査技術基準（案）（土石流編） 長野県建設部砂防課 刊」

様式名	調書作成要領	マニュアル 対応ページ
表紙 位置図、概況図	<p>溪流番号 箇所番号は「D+事務所番号+市町村番号下 3 桁+通し番号」を記入する（別表 1 を参照）。 例：D○○○○○○○○○ を記載する。</p> <p>水系名・河川名・溪流名 土石流危険溪流調査結果等に基づき、水系名、河川名、溪流名を記載する。他の様式の当該箇所も同じ。 例：（水系名）信濃川、（河川名）谷地川、（溪流名）袖沢</p> <p>所在地 調査対象溪流の基準地点における所在地の郡、市町村、大字名を記入する。他の様式の当該箇所も同じ。</p> <p>位置図 広域を示す 1/200,000 程度の図面を用いる。（スケールバー、方位記載）。</p> <p>概況図 1/50,000 以上の縮尺図面で、流域および危害のおそれのある区域（氾濫区域）が記入されたものを用いる。（スケールバー、方位記載）。</p>	
様式0 調査理由及び 調査関係者リスト	<p>(1) 調査年月日 長野県との契約工期の年月日を記入する。</p> <p>(2) 調査理由 調査の理由を記入する。</p>	

旧

様式名	調書作成要領	マニュアル 対応ページ
	<p>(3) 役割\項目 「監督員」は、長野県『設計業務共通仕様書 共通編』3-1-5に規定する監督員の氏名等を記入する。 調査担当者は、長野県『設計業務共通仕様書 共通編』3-1-6に規定する「管理技術者」、同 3-1-7 に規定する「照査技術者」、担当者は受注者の基礎調査担当者について氏名等を記入する。</p>	
様式1-1 公示履歴等	<p>(1) 公示履歴 すでに、土砂災害防止法に基づく公示が実施されている場合に、公示年月、公示番号、指定解除の状況、その理由について記載する。 (2) 基礎調査履歴 基礎調査の実施履歴について、回数、調査年月、理由を記入する。 (3) 砂防指定地 砂防指定地の指定状況について、指定年月日、告示番号、指定地名称を記入する。 (4) 土石流危険渓流 土石流危険渓流調査カルテに基づき、危険渓流番号、危険渓流名、危険渓流区分を記載する。 (5) 砂防基盤図 基礎調査に使用する砂防基盤図（3次元地図＝DM）について、写真撮影年度、図化年度、種類、縮尺、新規・修正の区分、準拠している『土砂災害防止法に使用する数値地図作成ガイドライン(案)』の版名を記入する。 (6) 土砂災害警戒区域等の重複 土砂災害防止法における他現象の区域が重複している場合に、箇所番号、箇所名、自然現象の種類、種類（土砂災害警戒区域または土砂災害特別警戒区域）について記入する。</p>	P114

土-121

新

様式名	調書作成要領	マニュアル 対応ページ
	<p>(3) 役割\項目 「監督員」は、長野県『設計業務共通仕様書 共通編』3-1-5に規定する監督員の氏名等を記入する。 調査担当者は、長野県『設計業務共通仕様書 共通編』3-1-6に規定する「管理技術者」、同 3-1-7 に規定する「照査技術者」、担当者は受注者の基礎調査担当者について氏名等を記入する。</p>	
様式1-1 告示履歴等	<p>(1) 告示履歴 すでに、土砂災害防止法に基づく告示が実施されている場合に、告示年月、告示番号、指定解除の状況、その理由について記載する。 (2) 基礎調査履歴 基礎調査の実施履歴について、回数、調査年月、理由を記入する。 (3) 砂防指定地 砂防指定地の指定状況について、指定年月日、告示番号、指定地名称を記入する。 (4) 土石流危険渓流 土石流危険渓流調査カルテに基づき、危険渓流番号、危険渓流名、危険渓流区分を記載する。 (5) 砂防基盤図 基礎調査に使用する砂防基盤図（3次元地図＝DM）について、写真撮影年度、図化年度、種類、縮尺、新規・修正の区分、準拠している『土砂災害防止法に使用する数値地図作成ガイドライン(案)』の版名を記入する。 (6) 土砂災害警戒区域等の重複 土砂災害防止法における他現象の区域が重複している場合に、箇所番号、箇所名、自然現象の種類、種類（土砂災害警戒区域または土砂災害特別警戒区域）について記入する。</p>	P 土-120

土-138

様式名	調書作成要領	マニュアル 対応ページ
様式2-1 地形・地質状 況等	(1) 流域面積 基準地点上流域の流域面積を記入する。 (2) 合計溪流長 0次谷～4次谷までの次数区分毎の溪流長を記入する。 (3) 流域内の対策施設 対策施設の基数、箇所について、その工種毎に数量を記入する。 (4) 土質定数 マニュアルに基づき、土質定数値、およびその設定根拠を記入する。また、特記すべき事項がある場合については、備考に記入する。 (5) 谷次数区分・対策施設位置図・基準地点位置図 上記(2)～(3)の内容、基準地点、および流域界を地形図上に記入する。なお、既設施設、および谷次数区分、基準地点の凡例は、本様式で統一とする。	P44～P45 P26 P31 P24 P26～31
様式2-2 対策施設の諸 元	様式2-1で示した対策施設について、次の諸元について、資料調査に基づき記載する。①対策施設番号(様式2-1との整合)、②対策施設工種、③施設名称、④所管、⑤竣工年度、⑦えん堤施設の諸元、⑧溪流保全工・床固工・山腹工の諸元(※本調査に、記載するのは必要項目のみであり、資料調査を前提とする。)その結果、安定計算の実施の必要性、安定計算結果を踏まえて、施設効果の有無、施設効果量、効果量評価タイプを記載する。	P32～43
様式2-3 想定土石流流 出区間と土砂 量算出諸元	様式2-1で示した主流路における想定土石流流出区間について図示し、その諸元として、流域面積、土石流により流下する土石等の量について記載する。また、土石流により流下する土石等の量を算出するための、根拠となるデータを併記する。	P26～30
様式2-4 過去の災害実 績	(1)過去に災害実績がある場合に1災害1枚として、当該様式に作成する。災害発生状況には、空中写真、災害概況図、写真等を記載する。 (2)その他特記事項：具体的には次の事項等を記載すること。 ①具体的な被害状況の記録 ②災害発生時の避難状況 ③その他参考となる事項	P130

様式名	調書作成要領	マニュアル 対応ページ
様式2-1 地形・地質状 況等	(1) 流域面積 基準地点上流域の流域面積を記入する。 (2) 合計溪流長 0次谷～4次谷までの次数区分毎の溪流長を記入する。 (3) 流域内の対策施設 対策施設の基数、箇所について、その工種毎に数量を記入する。 (4) 土質定数 マニュアルに基づき、土質定数値、およびその設定根拠を記入する。また、特記すべき事項がある場合については、備考に記入する。 (5) 谷次数区分・対策施設位置図・基準地点位置図 上記(2)～(3)の内容、基準地点、および流域界を地形図上に記入する。なお、既設施設、および谷次数区分、基準地点の凡例は、本様式で統一とする。	P 土-49～50 P 土-31 P 土-36 P 土-29 P 土-31～36
様式2-2 対策施設の諸 元	様式2-1で示した対策施設について、次の諸元について、資料調査に基づき記載する。①対策施設番号(様式2-1との整合)、②対策施設工種、③施設名称、④所管、⑤竣工年度、⑦えん堤施設の諸元、⑧溪流保全工・床固工・山腹工の諸元(※本調査に、記載するのは必要項目のみであり、資料調査を前提とする。)その結果、安定計算の実施の必要性、安定計算結果を踏まえて、施設効果の有無、施設効果量、効果量評価タイプを記載する。	P 土-37～48
様式2-3 想定土石流流 出区間と土砂 量算出諸元	様式2-1で示した主流路における想定土石流流出区間について図示し、その諸元として、流域面積、土石流により流下する土石等の量について記載する。また、土石流により流下する土石等の量を算出するための、根拠となるデータを併記する。	P 土-31～35
様式2-4 過去の災害実 態	(1)過去に災害実績がある場合に1災害1枚として、当該様式に作成する。災害発生状況には、空中写真、災害概況図、写真等を記載する。 (2)その他特記事項：具体的には次の事項等を記載すること。 ①具体的な被害状況の記録 ②災害発生時の避難状況 ③その他参考となる事項	P 土-148

旧

様式名	調書作成要領	マニュアル 対応ページ
様式2-5 基準地点及び 土石流の流下 方向の設定	基準地点の位置と流下方向を砂防基盤図（3次元地図＝D M）上に図示し、その設定根拠を記載する。	P16～18 P47～56
様式2-6 微地形調査お よび人工構造 物の状況図	危害のおそれのある土地等の設定や流下方向の設定に影響 を及ぼす微地形や人工構造物の状況等について、コメント等を 記載する。 ①区域設定結果の入っていない地形図（白図）に記入する。図 面の縮尺は、必要に応じて拡大する。 ②危害のおそれのある土地等周辺の小山、盛土、河川、用水路、 掘削構造・盛土構造をなす鉄道・道路等の人工構造物を記入す る。また、人工構造物の高さ（比高）を記入する。 ③土石流流下方向において、地形図と大きく異なる改変があっ た場合はその状況を記入する。	P58～71
様式3-1 危害のおそれ のある土地、 著しい危害の おそれのある 土地の設定図	区域設定結果図を記入する。 (1)縮尺 1/2,500 以上の図面を使用し、オルソフォトを背景と した砂防基盤図（3次元地図＝DM）を用いる。 (2)以下の項目について表示する。 ①危害のおそれのある土地の区域 ②土石流の高さが 1mを超える区域で土石流により建築物 に作用すると想定される力の大きさが 50KN/m ² を超える区 域 ③土石流の高さが 1mを超える区域で土石流により建築物 に作用すると想定される力の大きさが 50KN/m ² を超えない 区域 ④土石流の高さが 1mを超えない区域	P72～100
様式3-2 建築物に作用 すると想定さ れる衝撃に関 する事項	横断測線毎に諸元および計算結果を記入する。 「判定※」の欄には、土石流の流体力F dと建築物の耐力P 2 を比較し、F d ≥ P 2の場合「R」、F d < P 2の場合「Y」 を記入する。	P87～100

土-123

新

様式名	調書作成要領	マニュアル 対応ページ
様式2-5 基準地点及び 土石流の流下 方向の設定	基準地点の位置と流下方向を砂防基盤図（3次元地図＝D M）上に図示し、その設定根拠を記載する。	P 土-21～23 P 土-53～61
様式2-6 微地形調査お よび人工構造 物の状況図	危害のおそれのある土地等の設定や流下方向の設定に影響 を及ぼす微地形や人工構造物の状況等について、コメント等を 記載する。 ①区域設定結果の入っていない地形図（白図）に記入する。図 面の縮尺は、必要に応じて拡大する。 ②危害のおそれのある土地等周辺の小山、盛土、河川、用水路、 掘削構造・盛土構造をなす鉄道・道路等の人工構造物を記入す る。また、人工構造物の高さ（比高）を記入する。 ③土石流流下方向において、地形図と大きく異なる改変があっ た場合はその状況を記入する。	P 土-63～76
様式3-1 危害のおそれ のある土地、 著しい危害の おそれのある 土地の設定図	区域設定結果図を記入する。 (1)縮尺 1/2, 500 以上の図面を使用し、オルソフォトを背景と した砂防基盤図（3次元地図＝DM）を用いる。 (2)以下の項目について表示する。 ①危害のおそれのある土地の区域 ②土石流の高さが 1mを超える区域で土石流により建築物 に作用すると想定される力の大きさが 50KN/m ² を超える区 域 ③土石流の高さが 1mを超える区域で土石流により建築物 に作用すると想定される力の大きさが 50KN/m ² を超えない 区域 ④土石流の高さが 1mを超えない区域	P 土-77～105
様式3-2 建築物に作用 すると想定さ れる衝撃に関 する事項	横断測線毎に諸元および計算結果を記入する。 「判定※」の欄には、土石流の流体力F dと建築物の耐力P 2 を比較し、F d ≥ P 2の場合「R」、F d < P 2の場合「Y」 を記入する。	P 土-92～105

土-140

旧

様式名	調書作成要領	マニュアル 対応ページ
様式 3 - 3 (1) 危害のおそれ のある土地等 の調査等	<p>(1)土地利用、人家戸数、公共施設等の状況、公共的建物・災害弱者関連施設 危害のおそれのある土地の区域内と著しい危害のおそれのある土地の区域内についてそれぞれ記入する。</p> <p>(2)土地利用 道路、水路、池沼、宅地、農地、山林、の有無について記載する。有る場合は「有」、無い場合は「-」を記入する。</p> <p>(3)人家戸数 人家戸数について、全戸数、構造（木造・非木造）（構造については、著しい危害のおそれのある土地の区域内のみ記入）を記入する。</p> <p>(4)公共施設等の状況 道路、鉄道、水路等について種類別に延長又は基数を記入する。</p> <p>(5)公共的建物・災害弱者関連施設 ①建物番号、種類、構造、施設数、名称を記入する。</p> <p>(6)警戒避難体制に関する調査 地域防災計画への記載の有無、自主防災組織の有無、計器設置の有無、最寄の雨量計の位置等の所在地・名称・管理者・緯度・経度、基準雨量の設定の有無・基準雨量、予警報等情報伝達システムの有無・整備状況等、避難路の設定の有無・避難場所、住民への防災情報周知状況、防災訓練等の実施状況、その他について記入する。</p>	<p>P101</p> <p>P102～113</p>
様式 3 - 3 (2) 危害のおそれ のある土地等 の調査等	<p>(7)関係諸法令の指定状況 当該区域の法規制状況（主に災害の防止に関する事項、主に土地の現状に関する事項、主に建築や開発の動向に関する事項）について有無を記入する。法規制が有る場合は「有」を記入し、無い場合は「無」を記入する。</p>	<p>P112～115</p>

土-124

新

様式名	調書作成要領	マニュアル 対応ページ
様式 3 - 3 (1) 危害のおそれ のある土地等 の調査等	<p>(1)土地利用、人家戸数、公共施設等の状況、公共的建物・要配慮者利用施設 危害のおそれのある土地の区域内と著しい危害のおそれのある土地の区域内についてそれぞれ記入する。</p> <p>(2)土地利用 道路、水路、池沼、宅地、農地、山林、の有無について記載する。有る場合は「有」、無い場合は「-」を記入する。</p> <p>(3)人家戸数 人家戸数について、全戸数、構造（木造・非木造）（構造については、著しい危害のおそれのある土地の区域内のみ記入）を記入する。</p> <p>(4)公共施設等の状況 道路、鉄道、水路等について種類別に延長又は基数を記入する。</p> <p>(5)公共的建物・要配慮者利用施設 ①建物番号、種類、構造、施設数、名称を記入する。</p> <p>(6)警戒避難体制に関する調査 地域防災計画への記載の有無、自主防災組織の有無、計器設置の有無、最寄の雨量計の位置等の所在地・名称・管理者・緯度・経度、基準雨量の設定の有無・基準雨量、予警報等情報伝達システムの有無・整備状況等、避難路の設定の有無・避難場所、住民への防災情報周知状況、防災訓練等の実施状況、その他について記入する。</p>	<p>P 土-106</p> <p>P 土-107～117</p>
様式 3 - 3 (2) 危害のおそれ のある土地等 の調査等	<p>(7)関係諸法令の指定状況 当該区域の法規制状況（主に災害の防止に関する事項、主に土地の現状に関する事項、主に建築や開発の動向に関する事項）について有無を記入する。法規制が有る場合は「有」を記入し、無い場合は「無」を記入する。</p>	<p>P 土-118～121</p>

土-141

旧

様式名	調書作成要領	マニュアル 対応ページ
様式3-4 人家等の建築 構造状況図	危害のおそれのある土地等の区域における人家等の種別・建築構造を3次元地図(DM)に、凡例に従い記入する。「住宅(戸建または共同)」、「公共的建物」、「災害弱者関連施設」、「公共施設」とし、木造・非木造も併せて表記する。なお「公共的建物」、「災害弱者関連施設」は様式3-3(1)に記入した建物番号を併記する。	P106~108
様式3-5 土地利用状況 図	危害のおそれのある土地等の区域における道路、水路、池沼、宅地、農地、山林、空地、その他の土地利用状況を3次元地図(DM)に、凡例に従い記入する。なお、「その他」の場合は、名称を図中に記入する。	P102~103
様式3-6 宅地開発の状 況および建築 動向	以下に示す資料を基に記入する。資料が無い場合は、不明と記入する。 (1)人口の経年変化 都市計画年報及び国勢調査(H12以前は組み替え人口) (2)都市計画区域の変遷 開発許可制度事務ハンドブック、都市計画年報 (3)地価の経年変化 地価公示、標準地価 地価は市町村の地籍毎の価格を記入する。 (4)建築確認申請の状況 建築確認申請数データ、都市計画基礎調査報告書 (5)農地転用の状況 市町村資料、都市計画基礎調査報告書	P116~119
様式3-7 写真・スケッ チ・調査位置 図	危害のおそれのある土地等の区域内を基本とし、様式3-8に掲載した現地調査の写真撮影位置やスケッチの作図実施位置を記入する。 図上には、撮影方向を示す矢印と写真・スケッチ番号を記載する。	

土-125

新

様式名	調書作成要領	マニュアル 対応ページ
様式3-4 人家等の建築 構造状況図	危害のおそれのある土地等の区域における人家等の種別・建築構造を3次元地図(DM)に、凡例に従い記入する。「住宅(戸建または共同)」、「公共的建物」、「要配慮者利用施設」、「公共施設」とし、木造・非木造も併せて表記する。なお「公共的建物」、「要配慮者利用施設」は様式3-3(1)に記入した建物番号を併記する。	P土-109~114
様式3-5 土地利用状況 図	危害のおそれのある土地等の区域における道路、水路、池沼、宅地、農地、山林、空地、その他の土地利用状況を3次元地図(DM)に オルソフォトを添付し 、凡例に従い記入する。なお、「その他」の場合は、名称を図中に記入する。	P土-107~103
様式3-6 宅地開発の状 況および建築 動向	以下に示す資料を基に記入する。資料が無い場合は、不明と記入する。 (1)人口の経年変化 都市計画年報及び国勢調査(H12以前は組み替え人口) (2)都市計画区域の変遷 開発許可制度事務ハンドブック、都市計画年報 (3)地価の経年変化 地価公示、標準地価 地価は市町村の地籍毎の価格を記入する。 (4)建築確認申請の状況 建築確認申請数データ、都市計画基礎調査報告書 (5)農地転用の状況 市町村資料、都市計画基礎調査報告書	P土-122~125
様式3-7 写真・スケッ チ・調査位置 図	危害のおそれのある土地等の区域内を基本とし、様式3-8に掲載した現地調査の写真撮影位置やスケッチの作図実施位置を記入する。 図上には、撮影方向を示す矢印と写真・スケッチ番号を記載する。	

土-142

様式名	調書作成要領	マニュアル 対応ページ
様式3-8 現地写真・スケッチ等	(1) 以下に示す現地状況等を写真・スケッチ等を用いて記入し、合わせてコメントを記入する。 ①全景写真 ②基準地点の状況 ③流下方向の状況 ④2°以下となる境界付近 ⑤現地と机上断面図の不整合があり、記録を残す必要があると考えられる場合の現地状況写真、スケッチ等 ⑥その他、区域調書の利用を考えると必要があると考えられる場合の現地状況写真、スケッチ等	
様式4-1 基準地点設定根拠	基準地点の設定根拠について、平面図、縦断面図、横断面図、写真・スケッチ等を用いて、その設定根拠を図示するとともに、そのコメントを記入する。候補地が複数ある場合は、それぞれの検討結果を記入し、決定した基準地点を示す。	P16~18
様式4-2 流下方向設定根拠図	流下方向の設定根拠について、平面図、縦断面図、横断面図、写真・スケッチ等を用いて、その設定根拠を図示するとともに、そのコメントを記載する。候補地が複数ある場合は、それぞれの検討結果を記入し、決定した流下方向を示す。	P47~56
様式4-3 侵食可能断面調査位置図等	基準地点、調査地点、想定区間、谷次数区分、地質区分を3次元地図(DM)に記入する。調査地点、想定区間については、調査地点番号、想定区間番号を記入する。また、侵食可能断面の適用区分を記入する。	P25~46

様式名	調書作成要領	マニュアル 対応ページ
様式3-8 現地写真・スケッチ等	(1) 以下に示す現地状況等を写真・スケッチ等を用いて記入し、合わせてコメントを記入する。 ①全景写真 ②基準地点の状況 ③流下方向の状況 ④2°以下となる境界付近 ⑤現地と机上断面図の不整合があり、記録を残す必要があると考えられる場合の現地状況写真、スケッチ等 ⑥その他、区域調書の利用を考えると必要があると考えられる場合の現地状況写真、スケッチ等	
様式4-1 基準地点設定根拠	基準地点の設定根拠について、平面図、縦断面図、横断面図、写真・スケッチ等を用いて、その設定根拠を図示するとともに、そのコメントを記入する。候補地が複数ある場合は、それぞれの検討結果を記入し、決定した基準地点を示す。	P土-21~28
様式4-2 流下方向設定根拠図	流下方向の設定根拠について、平面図、縦断面図、横断面図、写真・スケッチ等を用いて、その設定根拠を図示するとともに、そのコメントを記載する。候補地が複数ある場合は、それぞれの検討結果を記入し、決定した流下方向を示す。	P土-52~61
様式4-3 侵食可能断面調査位置図等	基準地点、調査地点、想定区間、谷次数区分、地質区分を3次元地図(DM)に記入する。調査地点、想定区間については、調査地点番号、想定区間番号を記入する。また、侵食可能断面の適用区分を記入する。	P土-30~51

様式名	調書作成要領	マニュアル 対応ページ
様式4-4 想定土石流流出区間の検討	各想定区間における侵食可能土砂量について、下記に示す諸元を記入する。 ① 想定区間番号 様式4-3に示した想定区間番号を記載する。 ② 施設効果を考慮した土砂量 様式4-3に示した想定区間内の対策施設総効果を考慮した侵食可能土砂量を記入する。 ③ 基準地点までの想定区間長 想定区間の延長を記載する。 ④ 想定区間内の侵食可能土砂量 調査地点番号、地質区分、各谷次数における溪流長、平均侵食幅、平均侵食深、侵食可能断面積、土砂量を記入する。 ⑤ 想定区間内の対策施設 想定区間内の対策施設数を種類別に記入する。また、対策施設総効果量についても記載する。 ⑥ 想定土石流流出区間 当該想定区間が想定土石流流出区間であるか否かを記載する。想定土石流流出区間である場合は「○」、無い場合は「×」を記入する。 ⑦ 侵食可能土砂量（施設効果は考慮せず） 対策施設の効果を考慮しない侵食可能土砂量を記入する。	P25～46
様式4-5 土石流により 流下する土石 等の量の調査 結果	調査地点の現地スケッチ、平均侵食幅、平均侵食深、侵食可能断面積を記入する。	P25～46
様式4-6 流下方向・横 断測線位置図	流下方向と横断測線位置図を3次元地図(DM)に記入する。	
様式4-7 縦断図	様式4-6に示した流下方向における縦断図(基準地点を明示)を記入する。	
様式4-8 横断図	様式4-6に示した横断測線における横断図(危害のおそれのある土地等、中心線を明示)を記入する。	
様式4-9 危害のおそれ のある土地の 区域設定根拠 図	危害のおそれのある土地の設定結果と設定根拠を記入する。とくに、微地形を考慮した箇所については、その状況についてコメントとして記載する。	P72～86
様式4-10 えん堤の安定 計算結果	えん堤の安定計算結果を記入する。	

様式名	調書作成要領	マニュアル 対応ページ
様式4-4 想定土石流流出区間の検討	各想定区間における侵食可能土砂量について、下記に示す諸元を記入する。 ① 想定区間番号 様式4-3に示した想定区間番号を記載する。 ② 施設効果を考慮した土砂量 様式4-3に示した想定区間内の対策施設総効果を考慮した侵食可能土砂量を記入する。 ③ 基準地点までの想定区間長 想定区間の延長を記載する。 ④ 想定区間内の侵食可能土砂量 調査地点番号、地質区分、各谷次数における溪流長、平均侵食幅、平均侵食深、侵食可能断面積、土砂量を記入する。 ⑤ 想定区間内の対策施設 想定区間内の対策施設数を種類別に記入する。また、対策施設総効果量についても記載する。 ⑥ 想定土石流流出区間 当該想定区間が想定土石流流出区間であるか否かを記載する。想定土石流流出区間である場合は「○」、無い場合は「×」を記入する。 ⑦ 侵食可能土砂量（施設効果は考慮せず） 対策施設の効果を考慮しない侵食可能土砂量を記入する。	P土-30～51
様式4-5 土石流により 流下する土石 等の量の調査 結果	調査地点の現地スケッチ、平均侵食幅、平均侵食深、侵食可能断面積を記入する。	P土-30～51
様式4-6 流下方向・横 断測線位置図	流下方向と横断測線位置図を3次元地図(DM)に記入する。	
様式4-7 縦断図	様式4-6に示した流下方向における縦断図(基準地点を明示)を記入する。	
様式4-8 横断図	様式4-6に示した横断測線における横断図(危害のおそれのある土地等、中心線を明示)を記入する。	
様式4-9 危害のおそれ のある土地の 区域設定根拠 図	危害のおそれのある土地の設定結果と設定根拠を記入する。とくに、微地形を考慮した箇所については、その状況についてコメントとして記載する。	P土-77～91
様式4-10 危害のおそれ のある土地等 の区域設定に 関する計算結 果	①各パラメーター 土質定数、基準地点勾配等、著しい危害のおそれのある土地の区域設定を行うために必要なパラメーターを記入する。 ②計算結果 著しい危害のおそれのある土地の区域の設定を行うための計算結果を記入する。	

旧

新

様式名	調書作成要領	マニュアル 対応ページ
様式 4-11 えん堤施設の 安定計算結果	えん堤の安定計算結果を記入する。	

旧

新

別表1 箇所番号 (D+事務所番号+市町村番号+通し番号)

砂防・建設事務所名	事務所番号	市町村番号(市町村コード)	通し番号 (3桁)
臼田建設事務所	01	市町村コードのうち下3桁	001～n
佐久建設事務所	02	市町村コードのうち下3桁	001～n
上田建設事務所	03	市町村コードのうち下3桁	001～n
諏訪建設事務所	04	市町村コードのうち下3桁	001～n
伊那建設事務所	05	市町村コードのうち下3桁	001～n
飯田建設事務所	06	市町村コードのうち下3桁	001～n
木曾建設事務所	07	市町村コードのうち下3桁	001～n
松本建設事務所	08	市町村コードのうち下3桁	001～n
豊科建設事務所	09	市町村コードのうち下3桁	001～n
大町建設事務所	11	市町村コードのうち下3桁	001～n
千曲建設事務所	12	市町村コードのうち下3桁	001～n
須坂建設事務所	13	市町村コードのうち下3桁	001～n
中野建設事務所	14	市町村コードのうち下3桁	001～n
長野建設事務所	15	市町村コードのうち下3桁	001～n
飯山建設事務所	16	市町村コードのうち下3桁	001～n
犀川砂防事務所	23	市町村コードのうち下3桁	001～n
姫川砂防事務所	24	市町村コードのうち下3桁	001～n
土尻川砂防事務所	25	市町村コードのうち下3桁	001～n

※各溪流番号の先頭には、Dを付けること

別表1 溪流番号 (D+事務所番号+市町村番号+通し番号)

砂防・建設事務所名	事務所番号	市町村番号(市町村コード)	通し番号 (3桁)
佐久北部建設事務所	01	市町村コードのうち下3桁	001～n
佐久建設事務所	02	市町村コードのうち下3桁	001～n
上田建設事務所	03	市町村コードのうち下3桁	001～n
諏訪建設事務所	04	市町村コードのうち下3桁	001～n
伊那建設事務所	05	市町村コードのうち下3桁	001～n
飯山建設事務所	06	市町村コードのうち下3桁	001～n
木曾建設事務所	07	市町村コードのうち下3桁	001～n
松本建設事務所	08	市町村コードのうち下3桁	001～n
安曇野建設事務所	09	市町村コードのうち下3桁	001～n
大町建設事務所	11	市町村コードのうち下3桁	001～n
千曲建設事務所	12	市町村コードのうち下3桁	001～n
須坂建設事務所	13	市町村コードのうち下3桁	001～n
北信(中野)建設事務所	14	市町村コードのうち下3桁	001～n
長野建設事務所	15	市町村コードのうち下3桁	001～n
北信(飯山)建設事務所	16	市町村コードのうち下3桁	001～n
犀川砂防事務所	23	市町村コードのうち下3桁	001～n
姫川砂防事務所	24	市町村コードのうち下3桁	001～n
土尻川砂防事務所	25	市町村コードのうち下3桁	001～n
北信砂防事務所	31	市町村コードのうち下3桁	001～n

※各溪流番号の先頭には、Dを付けること

参考文献

- 1) 土砂災害防止に関する基礎調査の手引き（土石流編）平成13年6月 財団法人砂防フロンティア整備推進機構
- 2) 土石流危険渓流および土石流危険区域調査要領（案）平成11年4月 建設省河川局砂防部砂防課
- 3) 土石流対策技術指針（案）平成12年7月 建設省砂防部砂防課
- 4) 土石流の発生と流動に関する研究，京都大学防災研究所年報，第20号 B-2，1977
- 5) 土砂災害防止法だより Vol.1～Vol.13 財団法人砂防フロンティア整備推進機構発行機関紙

参考文献

- 1) 土砂災害防止に関する基礎調査の手引き（土石流編）平成13年6月 財団法人砂防フロンティア整備推進機構
- 2) 土石流危険渓流および土石流危険区域調査要領（案）平成11年4月 建設省河川局砂防部砂防課
- 3) 砂防基本計画政策指針（土石流・流木対策編）解説 平成28年4月 国土交通省 国土技術政策総合研究所
- 4) 土石流の発生と流動に関する研究，京都大学防災研究所年報，第20号 B-2，1977
- 5) 土砂災害防止法だより Vol.1～Vol.13 財団法人砂防フロンティア整備推進機構発行機関紙

旧	新
	<p style="text-align: center;">【資料-4 告示図書様式】</p> <p>1. 土砂災害特別警戒区域指定の場合の様式</p> <p>(1) 告示依頼文 (2) 告示文案 (3) 市町村長の意見書 (4) 概要書 (5) 土砂災害警戒区域(特別警戒区域)位置図 (6) 土砂災害警戒区域(特別警戒区域)区域図</p> <p>※(上石流の力の大きさは、区域図に記載する)</p> <p>2. 土砂災害警戒区域の全部解除及び一部解除の場合の告示図書様式</p> <p>(1) 告示依頼文 (2) 告示文案 (3) 市町村長の意見書 (4) 概要書(解除前) (5) 土砂災害警戒区域(特別警戒区域)位置図(解除前) (6) 土砂災害警戒区域(特別警戒区域)区域図(解除前) (7) 概要書(解除後) (8) 土砂災害警戒区域(特別警戒区域)位置図(解除後) (9) 土砂災害警戒区域(特別警戒区域)区域図(解除後) (10) 既指定の県報の写し (11) 解除根拠説明資料</p> <p>※土砂災害警戒区域の全部解除及び一部解除の場合、解除前と解除後の概要書、土砂災害警戒区域(特別警戒区域)位置図、土砂災害警戒区域(特別警戒区域)区域図をそれぞれ告示図書に追加する。</p> <p>上記の告示図書様式を以下に示す。</p> <p style="text-align: right;">土-157</p>

旧

新

1. 土砂災害特別警戒区域指定の場合の様式
(1) 告示依頼文

(様式第5号)

建設部長 様

〇〇建第〇号
令和〇年(〇〇〇〇年)〇月〇日

〇〇建設事務所長
土砂災害特別警戒区域の指定について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域の指定が必要であるため、下記のとおり提出します。

記

1 市町村名、自然現象の種類及び指定対象区域数

市町村	自然現象の種類	警戒区域(法第7条)	特別警戒区域(法第9条)
〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇

2 区域の名称
〇〇〇〇〇

3 送付する図書
(1) 告示依頼文
(2) 告示文案
(3) 市町村長の意見書
(4) 概要書
(5) 土砂災害警戒区域(特別警戒区域)位置図
(6) 土砂災害警戒区域(特別警戒区域)区域図
(7) 法施工令第4条に規定する衝撃に関する事項を記載した図書

〇〇事務所〇〇課〇〇係
〇〇〇(〇〇)、〇〇〇(担当)
電話: 〇〇〇
E-mail: 〇〇〇